経済安全保障法に基づく特定重要物質への肥料の指定

主任研究員　小針美和

1　経済安全保障の推進体制の強化

2022年12月に「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和４年法律第43号。以下「同法」という。）の施行令が施行され、肥料を含む11物資が同法第７条に基づく特定重要物資に指定された。

国際経済のグローバル化が進むなかで対外依存が高まる一方、米中の対立激化による国際社会の分断、パンデミックによるサプライチェーンの寸断など、さまざまなリスクが増大するなかで、各国は経済面から国益の確保を志向した経済安全保障体制の強化を進めている。日本でも、経済安全保障の強化が岸田内閣における成長戦略の柱のひとつとされ、22年５月に同法が公布された。

同法により、(1)重要物資の安定的な供給の確保、(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(3)先端的な重要技術の開発支援、(4)特許出願の非公開に関する４つの制度が整備され、このうち、(1)と(3)が先行的に施行されている。

2　重要物資の安定供給確保にかかるスキーム

同法では、国民の生活や経済活動に不可欠であるが、輸入依存率が著しく高いなど供給体制に脆弱（ぜいじゃくせい）性を抱える物資を特定重要物資として指定し、その物資の安定供給確保に取り組む民間事業者等の支援を通じてサプライチェーンの強靱（きょうじん）化を図ることとしている。

具体的には、①政府は「特定重要物資の安定供給確保に関する基本指針」を策定し、②「重要性」、「外部依存性」、「供給途絶等の蓋然性」、「本制度による措置の必要性」の４要件を満たすものを政令により特定重要物資に指定する（第１図）。

③特定重要物資を所轄する主務大臣（物資所管大臣）は、当該物資の供給確保計画の認定要件等を定めた「安定供給確保取組方針（以下、「取組方針」）」を策定するとともに、④安定供給確保に取り組む民間事業者を支援する「安定供給確保支援法人（以下、「支援法人」とする）」を指定する。

⑤取組方針で定めた要件にもとづいて「供給確保計画」を作成し、物資所轄大臣の認定を受けた事業者（「認定供給確保事業者」）は、事業を進めるなかで必要に応じて支援法人や指定金融機関からの支援を受けることができる。

なお、民間の取組みのみでは安定供給が困難な状況となった場合には、⑥物資所轄大臣が「特別な措置を講ずる必要がある特定重要

第1図　「重要物資の安定的な供給の確保」のスキーム

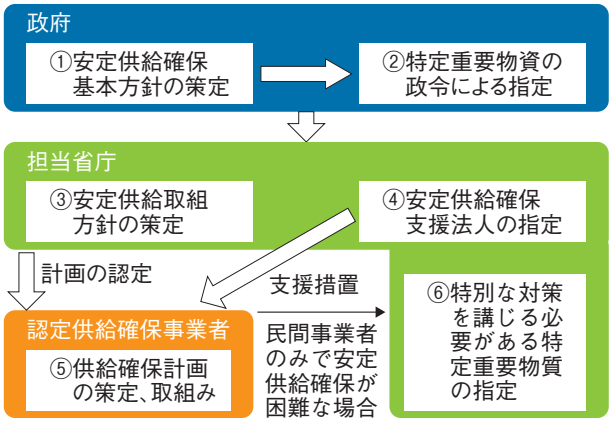

資料　厚生労働省「重要物資の安定的な供給の確保に関する制度の概要」をもとに作成

物資」の指定を行うことで、国が自ら必要な措置を講ずることができる。

3　肥料が特定重要物資に指定された背景

肥料は農作物の収量の確保に不可欠である。一方で、肥料製造には天然ガスやリン鉱石、カリ鉱石等の鉱物資源を粗原料とする肥料原料が用いられるが、日本はそのほとんどを海外に依存している。

このうち、りん酸アンモニウムは2020年の輸入量の９割を中国が占めていた。しかし、21年10月から中国政府が緊急的な肥料の「法定検査」を実施、実質的な輸出制限をかけたことでそれ以降中国からの輸入量が大幅に減少している（第２図）。

また、ロシアのウクライナ侵攻前、塩化カリウムの約1/4がロシアとその同盟国ベラルーシから輸入されていたが、現在、両国からの輸入はストップしている。また、調達先の多元化等により量の確保は図られているものの、国際肥料価格の暴騰や急激な円安により22年における肥料原料の輸入価格は３年前の３倍を超えている。国内肥料価格も高騰して農業経営を大きく圧迫するなど、安定的な肥料を確保するサプライチェーン強化の必要性が改めて認識される状況にある。

4　肥料に関する取組方針の概要

従来の肥料のサプライチェーンでは、在庫コストや品質劣化の観点からその都度必要な分だけ肥料原料を調達しており、原則として在庫を保有していなかった。そこで、肥料に関する取組方針では、みどり戦略に基づく効率的な施肥技術の導入や家畜排せつ物、下水汚泥等の国内資源の循環利用に向けた取組み推進に加え、特に特定国への依存度の高いりん酸アンモニウムおよび塩化カリウムについて、需給ひっ迫時でも肥料の国内生産が継続できるよう、年間需要量の３か月分を恒常的に保有する体制を2027年度までに構築することを目標としている。

第2図　りん酸アンモニウムの国別輸入量

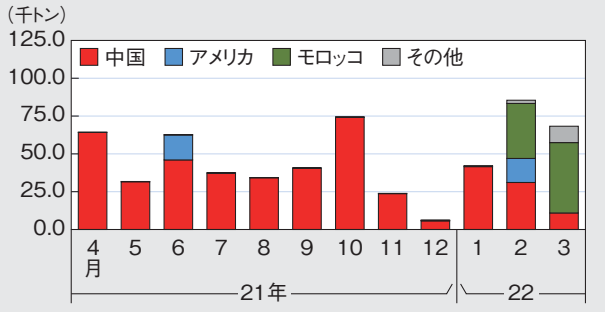

資料　外務省「貿易統計」

具体的には、直近３年における輸入実績または使用実績が原則として年間平均1,000トン以上の肥料関係事業者を対象事業者とする。供給確保計画には備蓄数量目標（りん酸アンモニウムは年間需要量の１か月分、塩化カリウムは２か月分を超える数量の備蓄）を設定し、認定供給確保事業者は原則として認定から３年以内に数量目標を達成し、その後３年以上、当該備蓄数量を維持するものとされている。その際、認定供給確保事業者は①備蓄にかかる直接経費、および②備蓄に要する施設・設備の整備にかかる経費について支援を受けることができる。

肥料にかかる支援法人には一般財団法人肥料経済研究所が指定された。今後、支援業務に要する費用に充てるための基金造成が予定されている。

このように、現時点では肥料の安定供給に向けた新たな枠組みが示された段階にある。しかし、食料生産の前提となる肥料が農業政策の枠を超え、経済安全保障における重要物質のひとつに指定されたことの意義は大きいといえよう。今後の動向に注目したい。

（こばり　みわ）